



平成 28 年 3 月 15 日

各 位

会 社 名 大 林 道 路 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 長 谷 川 仁
(コード番号 1896 東証第 1 部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 桑 原 豊
(TEL. 03-3295-8860)

取締役報酬の自主返上に関するお知らせ

当社及び当社関係者は、平成 28 年 2 月 29 日、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、独占禁止法違反により、東京地方検察庁から起訴されました。

株主の皆様、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。

当社としましては、この度の事態を厳粛かつ真摯に受け止め、現経営陣の責任を明確にするため、業務執行取締役の報酬を自主返上することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、役職員一同、法令遵守の一層の徹底に取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

記

1. 報酬返上の内容

代表取締役社長	報酬月額の 30%
代表取締役専務執行役員	報酬月額の 25%
取締役専務執行役員	報酬月額の 20%
取締役常務執行役員 2 名	報酬月額の 10%

2. 報酬返上の期間

平成 28 年 4 月から 6 月まで (3 ヶ月間)

以 上